罰則

宮城県道路交通規則　第14条(1)

積雪又は凍結のため、滑るおそれのある道路において、タイヤに鎖又は全車輪に滑り止めの性能を有するタイヤ(接地面の突出部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。)を取り付けるなど滑り止めの方法を講じないで、三輪以上の自動車(側車付きの二輪の自動車及び小型特殊自動車を除く。)を運転しないこと。

ノーマルタイヤでの雪道走行は、罰則対象になります。

罰　金：5万円以下(道路交通法第71条第6号)

反則金：大型車7千円／普通車6千円

駆動輪チェーン装着

※左記はほんの一例です。
タイヤチェーンを使用する際は車両及びタイヤチェーンメーカーの取扱説明書に従って正しく取り付けて下さい。

出発前に道路や気象の情報を事前に確認しましょう！

外出前は　パソコンでチェック

仙台河川国道　冬道	検索	仙台河川国道事務所のホームページで国道4号・47号・48号等の路面画像・気象画像がリアルタイム(15分間隔で更新)でご覧いただけます。
ドラぷら	検索	NEXCO東日本のホームページでは高速道路の渋滞・規制情報をご覧いただけます。なお、「マンモシ博士の雪道ガイド」の情報も提供しております。

宮城県道路防災情報連絡協議会　**tel.022-248-4131**

【国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所・南三陸沿岸国道事務所・宮城県・宮城県警察本部・仙台市・東日本高速道路㈱東北支社・宮城県道路公社】
R7.10発行